

＼精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へ／

JR 運賃割引制度のご案内



令和7年4月1日より精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のJR運賃割引制度が始まります。
既に手帳をお持ちで割引を受けるためには手帳への写真の添付及び
第1種、2種の記載が必要となりますので、手帳再発行の手続きをお願いいたします。

手続きに必要なもの

- ・写真（縦4cm×横3cmの大きさを1年以内に撮られたもの）
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・マイナンバーカード



令和7年4月1日からの割引を希望される方は、**令和7年1月24日(金)**までに申請ください。
※手帳の作成は申請から2～3か月程度かかります。
※期限までに申請された場合、手帳は3月にお渡し予定になります。
※その後の申請分は4月以降のお渡し予定になります。

割引概要

1. 介護者の方と一緒にご利用になる場合

- ・手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただけます。
- ・割引となる介護者は1名です。

対象者	対象となる乗車券	割引率
第1種(1級) 精神障害者の方と介護者の方	・普通乗車券 ・回数乗車券 ・普通急行券 ・定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます)	5割
12歳未満の第2種(2級、3級) 精神障害者の方と介護者の方	・定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます)	5割

2. 手帳をお持ちの方が1人でご利用になる場合

- ・片道の営業距離が100kmを超える場合に限りです。

対象者	対象となる乗車券	割引率
・第1種(1級) 精神障害者の方 ・第2種(2級、3級) 精神障害者の方	・普通乗車券	5割

お問合せ

福祉課 ☎0954-23-9235

有料広告

JAさが 正職員募集中！

応募資格 高卒以上（昭和59年4月以降生まれの方）

＼どんなお仕事…？／

事務

窓口

企画

営業

詳細はこちら▼



佐賀県農業協同組合 人事課 ☎ 0952-25-5190 / ✉ saiyo05@saga-ja.jp